

## 広島県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第百六十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 施行者の名称

広島市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・〇一〇号中筋温品線、

三・三・〇〇四号牛田中深川線及び三・三・七〇三号川の内線

### 三 事業施行期間

平成十二年十二月十八日から平成三十三年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

平成十二年広島県告示第千百三十号及び平成二十一年広島県告示第百六十九号の事業地のうち広島市安佐南区東野三丁目及び安佐北区口田南一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成十二年広島県告示第千百三十号及び平成二十一年広島県告示第百六十九号の事業地に広島市安佐南区東野三丁目及び安佐北区口田南一丁目地内を加える。